

長電バス株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る答申に付す「要望事項」について

平成26年6月17日
運輸審議会審理室

1. について

【案1】(当初案)

国土交通大臣は、長電バス株式会社は一昨年7月にも一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定を行っており、前回改定から短期間での運賃改定となることに鑑み、利用者等のニーズや要望・意見の把握を積極的に行い、利便性向上や利用促進・需要喚起の取組を積極的実施・検討するなど経営改善計画を着実に実施し、改定後の運賃水準が可能な限り長期間維持されるよう、同社を指導していただきたい。

(3. 国土交通大臣は、必要に応じ、長電バス株式会社に対する他社での利用促進・需要喚起方策の紹介、関係地方公共団体への助言等を行うとともに、同社の経営改善計画の実施状況等を把握し、必要に応じその内容について当審議会に報告していただきたい。)

【案2】

国土交通大臣は、長電バス株式会社は一昨年7月にも一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定を行っており、**本事案が**前回改定から短期間での運賃改定となる**(極めて)異例なものである**ことに鑑み、(利用者等のニーズや要望・意見の把握を積極的に行い、利便性向上や利用促進・需要喚起の取組を積極的実施・検討するなど)**審議に際し提出された同社作成の「経営改善計画について」(平成26年5月9日)**を着実に実施し、**安易な値上げを行うことなく**、改定後の運賃水準が可能な限り長期間維持されるよう、同社を指導していただきたい。

【案 3 - 1】(案 2 + 状況把握 + 審議会への報告)

国土交通大臣は、長電バス株式会社は一昨年 7 月にも一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定を行っており、本事案が前回改定から短期間での運賃改定となる(極めて)異例なものであることに鑑み、(利用者等のニーズや要望・意見の把握を積極的に行い、利便性向上や利用促進・需要喚起の取組を積極的実施・検討するなど)審議に際し提出された同社作成の「経営改善計画について」(平成 26 年 5 月 9 日)を着実に実施し、安易な値上げを行うことなく、改定後の運賃水準が可能な限り長期間維持されるよう、同社を指導するとともに、その実施状況等を把握し、必要に応じその内容について当審議会に報告していただきたい。

【案 3 - 2】(案 2 + 状況把握、案 3 - 1 - 審議会への報告)

国土交通大臣は、長電バス株式会社は一昨年 7 月にも一般乗合旅客自動車運送事業の運賃改定を行っており、本事案が前回改定から短期間での運賃改定となる(極めて)異例なものであることに鑑み、(利用者等のニーズや要望・意見の把握を積極的に行い、利便性向上や利用促進・需要喚起の取組を積極的実施・検討するなど)審議に際し提出された同社作成の「経営改善計画について」(平成 26 年 5 月 9 日)を着実に実施し、安易な値上げを行うことなく、改定後の運賃水準が可能な限り長期間維持されるよう、同社を指導するとともに、その実施状況等について適宜報告を聴取するよう留意していただきたい。

2. について

【案 1】(当初案)

国土交通大臣は、本事案は消費税率引上げに伴う税負担の転嫁以外の理由によるいわゆる通常改定分と税率引上げ転嫁分の双方を含むものであるため、便乗値上げ等の誤解を招くことのないよう、最終的な利用者の支払運賃を明確にしつつ、両者を区別して周知するよう、長電バス株式会社を指導していただきたい。

【案 2】

「要望事項」とはせず、答申手交時に口頭にて会長より伝達する。

3. について

【案 1】(当初案)

国土交通大臣は、必要に応じ、長電バス株式会社に対する他社での利用促進・需要喚起方策の紹介、関係地方公共団体への助言等を行うとともに、同社の経営改善計画の実施状況等を把握し、必要に応じその内容について当審議会に報告していただきたい。

【案 2】

国土交通大臣は、地域公共交通の確保・維持・改善のためには地域全体での取組が重要であることに鑑み、地域の実情把握や関係地方公共団体はじめ地域との連携に努め~~必要に応じ~~、長電バス株式会社に対する他社での利用促進・需要喚起方策の紹介を行うほか、必要に応じ、関係地方公共団体への助言・調整等を行うとともに、同社の経営改善計画の実施状況等を把握し、必要に応じその内容について当審議会に報告していただきたい。

【案 3】(後段部分を、「要望事項」とはせず答申手交時に口頭にて会長より伝達又は 1. と統合(1. の案 3 - 1 又は案 3 - 2))

国土交通大臣は、地域公共交通の確保・維持・改善のためには地域全体での取組が重要であることに鑑み、地域の実情把握や関係地方公共団体はじめ地域との連携に努め、長電バス株式会社に対する他社での利用促進・需要喚起方策の紹介を行うほか、必要に応じ、関係地方公共団体への助言・調整等を行っていただきたい。